第２号様式（第５条第２項関係）

令和　　年　　月　　日

香川県知事　殿

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　申請者の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （〒　　　　－　　　　　） |
| 氏名 |  |
| 責任者所属・職名・氏名 |  |
| 担当者所属・職名・氏名 |  |
| 連絡先（平日の日中連絡可能なもの） |  |
| 申請者の区分 | □乳用牛　□繁殖牛　□肥育牛該当する箇所に☑を入れてください。 |

２　交付申請額（粗飼料価格高騰緊急支援事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜　種 | 申請額の計算 | 左の計算結果 |
| 乳用牛 | １頭当たり18,000円×　　　　　頭 | 円 |
| 繁殖牛 | １頭当たり9,000円×　　　　　頭 | 円 |
| 肥育牛 | １頭当たり3,600円×　　　　　頭 | 円 |
| 合計額 |  | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 合　　　計 | 円 |

３　振込口座（申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります）

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 金融機関名 | 本支店、出張所等名 |
|  |  |
| 預金種目（いずれかに✓） | 当座　□ | 普通　□ |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

※誓約書（第３号様式）等の書類を添付

**添付書類（要綱第５条第２項に基づき、次の書類を添付し、提出してください。）**

※　下記１については、令和６年度において配合飼料価格安定制度に加入している場合は、加入時に畜産経営者であることが確認されていることから、１の（１）～（５）の提出は不要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック欄

|  |  |
| --- | --- |
| １　令和６年度配合飼料価格安定制度加入状況 | **加入** |
| **非加入** |
| 令和６年度配合飼料価格安定制度に非加入の方が申請する場合は、申請者が家畜の飼養を業として行っている畜産経営者であることを確認するための、次に掲げる書類のうち、いずれかの書類(１)申請者が法人の場合　　法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し② 法人事業概況説明書（控え）の写し(２)申請者が個人事業主の場合所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和５年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し③ 白色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び収支内訳書（控え）の写し(３)確定申告の義務がない場合又はその他相当の事由により提出できない場合直近（令和６年度分）の住民税の申告書類の写し(４)創業後最初の決算期を迎えていない場合税務署受付印のある開業届の写し(５)その他の場合畜産物の販売が証明できる書類（売買証明書、販売伝票等）の写し | **有** |
| ２　誓約書（第３号様式） | **有** |
| ３　申請者の県税に係る納税証明書(全ての県税に滞納がない旨の証明（完納証明書））（原本） | **有** |
| ４　その他知事が必要と認める書類（必要に応じて提出をお願いする場合があります。） | 有 | 不要 |

※以下の欄には、記入不要です

**事務局使用欄**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 申請者の要件は満たしているか |
|  | 書類の記載に不備はないか　　　　　　　　 |
|  | 添付書類はそろっているか |

交付　　不交付

第３号様式（第５条第２項関係）

【誓約書】

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

|  |
| --- |
| * この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
* 令和６年度以降も畜産経営を継続します。
* 申請書の内容に不正があった場合は、補助金の申請を取り下げます。

また、補助金の受領後に不正が発覚した場合は、補助金を返還します。* 香川県補助金等交付規則第５条の２各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

（参考）香川県補助金等交付規則第５条の２　知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）(２)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）(３)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者・　申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。 |

香川県知事 殿

令和　　年　　月　　日

代表者職名・氏名

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名または押印してください。）